

奈良県立図書情報館情報機器利用細則

(趣旨)

第一条 この細則は、奈良県立図書情報館利用規程（平成二十二年一月奈良県立図書情報館館長規程第一号。以下「利用規程」という。）第三十二条に基づき利用規程第二条第五号に定めるネットワーク資料、第六号に定める情報機器の利用等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報機器サービス 図書情報館が利用者に対して提供する情報機器を用いたサービスをいう。
- (2) 利用者 ID 利用者個人に割り当てられた識別符号をいう。
- (3) パスワード 利用者を認証するために、各利用者が各利用者 ID ごとに管理する識別符号をいう。
- (4) 利用者端末 図書情報館が情報機器サービスを行うために設置したパーソナルコンピュータをいう。
- (5) 持込端末 利用者が情報機器サービスを利用するために図書情報館に持ち込み図書情報館の情報機器に接続したパーソナルコンピュータをいう。

(利用者に提供される機能)

第三条 情報機器サービスは、次の各号に掲げる機能を提供する。

- (1) マイライブラリ 当館ウェブページより利用規程第十三条第二項に定める図書資料の貸出予約等を行うことのできるサービス。
- (2) ウェブオーパックサービス 閲覧目録のオンライン検索サービス。
- (3) 印刷サービス 利用者が作成した文書、画像の印刷サービス。
- (4) ネットワーク資料利用サービス 利用者端末又は持込端末を利用してインターネットを介した、ハイパーテキスト・トランスファー・プロトコル、ファイル・トランスファー・プロトコルを用いた情報通信サービス。
- (5) 電子資料サービス 利用者端末を用いて利用する利用規程第二条第一項第四号に定める視聴覚資料の閲覧サービス。

2 前項の規定にかかわらず、情報機器サービスで提供される機能は、適時に追加・変更等を行うことがある。

(システム管理者)

第四条 システム管理者とは、情報機器サービスの適正かつ円滑な運営を図るため、システムを管理するためにおくものであり、図書情報館長をもってこれに充てる。

(利用者)

第五条 利用者とは、利用規程第六条の申し込み手続きを行い、利用者 ID を割り当てられた者をいう。

(禁止事項)

第六条 利用者は、情報機器サービスを利用して次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利用者 ID 及びパスワードを不正に利用する行為。
- (2) 他の利用者や第三者の著作権、その他の権利を侵害する行為。
- (3) 他の利用者や第三者のプライバシー、財産を侵害する行為。
- (4) 他の利用者や第三者を誹謗又は中傷したり、名誉を傷つける行為。
- (5) 法令又は公序良俗に反する行為。
- (6) 図書情報館のインターネット接続を利用して、選挙活動、政治的活動、性風俗、宗教に関する情報発信を行う行為。
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用する行為。
- (8) その他、管理者が不適切と判断した行為。

2 前項の各号における行為によって、他の利用者、第三者及び図書情報館に損害が生じた場合、全ての責任は利用者であり、図書情報館は一切の責任を負わないものとする。

(運用時間)

第七条 第三条第一項に掲げる情報機器サービスのうち(1)及び(2)号の運用時間は、終日とする。

2 第三条第一項に掲げる情報機器サービスうち(3)号の運用時間は、奈良県立図書情報館管理運営規則(平成二十年三月奈良県規則第五十五号、以下「運営規則」という。)第五条に定める休館日以外の別に定める時間とする。

3 第三条第一項に掲げる情報機器サービスうち(4)及び(5)号の運用時間は、運営規則第五条に定める休館日以外の運営規則第四条に定める開館時間とする。

(運用の停止)

第八条 システム管理者は、次の理由により情報機器サービスの運用を停止することができる。このことにより利用者または第三者が被ったいかなる損害について、図書館は一切の責任を負わないものとする。

- (1) システム、ネットワーク機器及び電気設備の保守を行う場合。
- (2) システム障害が発生した場合。
- (3) 天災、戦争、暴動、事変及びその他の非常事態により通常の運用を行えなくなった場合。
- (4) その他、システム管理者が運用上、停止が必要と判断した場合。

2 システム管理者は、前項の規定により運用を停止する場合は予めその旨を利用者に通知するものとする。なお、緊急の場合はこの限りでない。

(免責事項)

第九条 利用者が情報機器サービスを利用したこと又は利用できなかったことによつて、なんらかの不利益を被った場合であっても、図書館は一切の責任を負わないものとする。

- 2 利用者がインターネット上で利用した第三条第一項(4)号により図書館が提供するオンラインデータベースサービス以外の有料サービスについては、利用者が費用を負担するものとする。
- 3 持込端末の接続の設定は、原則として利用者が行うものとする。持込端末の機種、OS、ソフト等によつて、情報機器サービスを利用できない場合があつても、図書館は一切の責任を負わないものとする。

(制限事項)

第十条 システム管理者は、機器管理用ソフトウェアを導入して、利用者端末の適正利用のために別に定めるところによりシステム監視を行うものとする。監視結果については管理目的にのみ利用するが、警察などの捜査に協力する目的で、関係機関に提出する場合がある。

- 2 システム管理者は、適正に機器を管理するため、利用者端末に機能制限を行えるものとする。
- 3 システム管理者は、第三条第一項(4)号に定めるネットワーク資料利用サービスについてコンテンツフィルタを導入し、別に定めるところにより不適切な情報へのアクセスを制限するものとする。

(利用の制限)

第十一条 システム管理者は、利用者が利用規程、この細則又はシステム管理

者の指示に従わない場合には、情報機器サービスの全部又は一部の利用を制限することができる。

(利用資格の取り消し)

第十二条 利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、システム管理者は、利用者の利用資格を取り消すことができる。

- (1) 第六条（禁止事項）に掲げる行為を行った場合。
- (2) 虚偽の内容に基づいて利用資格を申請したことが判明した場合。
- (3) その他利用者として不適切とシステム管理者が判断した場合。

(利用者 ID の利用申請)

第十三条 利用者 ID の利用申請は利用規程第九条に定める利用者カードの交付の際にメールアドレスを登録することにより行うこととする。

2 利用規程第九条に定める利用者カードの交付を受けた者のうち、前項によるメールアドレスの登録を行っていない者については、PC 一日利用申込書（様式 1）により、一日限り有効の利用者 ID を申請できるものとする。利用者 ID の発行は一日一回とし、再発行は行わないこととする。

3 中学生以下の利用者が第一項に掲げる申請を行う場合、保護者の同意書（様式 2）、第二項に掲げる申請を行う場合、保護者の同意書（様式 3）の提示を必要とする。

(その他)

第十四条 この細則に定めるもののほか、情報機器サービスに関し、必要な事項は、館長が別に定めるものとする。

附則

この細則は、平成二十三年四月一日から施行する。

この細則は、平成二十五年八月一日から施行する。